# 鈴鹿市男女共同参画基本計画

平成22年度~26年度



男女共同参画社会基本法は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等 我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにそ の人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能 力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我 が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

本市では、平成9年に男女共同参画プランを策定し、平成14年には男女共同参画センターを設置、平成17年に男女共同参画プランを改定、平成18年には男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりました。

しかし、多くの組織において、意思決定が男性中心に行われるなど、性別によって男女の役割を固定的に分ける社会制度や慣行が根強く残っており、 男女共同参画社会はまだ実現できていない状況です。

そこで、これまでの男女共同参画プランが計画期間を満了したこともあり、 新しく男女共同参画基本計画を策定いたしました。今後5年間、この基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。市民の皆様の御支援・御協力をお願い申し上げます。

最後に、本基本計画の策定にあたり御協力を賜りました市民の皆様と関係 者の方々に厚くお礼を申し上げます。

> 平成22年7月 鈴鹿市長 川 岸 光 男

# 目 次

第1:	章 基本計画の策定にあたって	1
1	基本計画策定の理由	
2	基本計画の位置付け	
3	基本計画の期間	
4	基本計画策定の背景	2
*	国際婦人年からの世界、日本、三重県、鈴鹿市の動き	3
第2	章 基本計画の体系	4
1	条例や実施計画との関係	
2	成果指標と重点基本課題	6
*	計画の体系	7
第3:	章 基本課題と施策	8
1	政策・方針決定過程における男女間の格差の改善	
2	性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善及び男女共同参画	の
ŧ	推進に関する啓発・広報やマスメディアとの連携	12
3	教育や労働の場における男女共同参画の推進	16
4	職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等の両立支援	20
5	DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害対策の推進及び	
	心と体の健康づくり支援	24
第4章	章 計画の推進	27
1	実施計画と評価	
2	男女共同参画施策に関する苦情及び相談への対応	
3	男女共同参画の推進に資するための調査及び研究	
4	市民や企業,市民団体等との連携	
5	男女共同参画センターの有効活用	28
資料	編・鈴鹿市男女共同参画推進条例	29
	・鈴鹿市庁内委員会規則	33
	・鈴鹿市男女共同参画推進本部運営要領	34
	・鈴鹿市審議会等の設置及び見直しに関する要綱	36
	・鈴鹿市職員男女共同参画推進員設置要綱	38
	· 用語解説	40

# 第1章 基本計画の策定にあたって

# 1 基本計画策定の理由

鈴鹿市が、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定 します。

# 2 基本計画の位置付け

- (1) 鈴鹿市男女共同参画推進条例第8条第1項に基づく計画です。
- (2) 男女共同参画社会基本法 (※1) 第 14 条第 3 項に規定される市町村男女共同参画計画に該当する計画です。
- (3) 第5次鈴鹿市総合計画と整合性を図っています。

男女共同参画社会基本法 (第14条第3項)



# 3 基本計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等によっては、上記の期間に関わらず必要に 応じて見直しを行います。

# 4 基本計画策定の背景

女性への差別撤廃の取り組みは、国際連合主導のもと、世界的な規模で進められています。国際連合は1975年(昭和50年)を国際婦人年とし、1979年(昭和54年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(※2) を採択、その後1995年の北京会議に至る4回の女性会議と「女性2000年会議」、さらに「北京+10」を通して、世界各国に対し女性の人権擁護への取り組みの必要性を発信してきました。

我が国の男女共同参画への本格的な取り組みは1985年(昭和60年)の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を契機としていますが、基本的な法制度の整備など、大きな枠組みづくりは、1995年(平成7年)の第4回女性会議(北京会議)以後の取り組みにあります。1997年(平成9年)には、「男女雇用機会均等法」(※3)(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)が改正強化されました。さらに北京会議で採択された北京行動綱領が1999年(平成11年)の男女共同参画社会基本法の制定につながり、男女共同参画社会(※4)の実現が21世紀の最重要課題の一つと位置付けられました。国際婦人年から35年、男女共同参画社会基本法の制定10年を経て、我が国の男女共同参画への取り組みも新たなステージに立っています。

三重県では、1979年(昭和54年)に、県内初の行動計画である「三重県婦人対策の方向」を策定しました。以降、1987年(昭和62年)には、「みえの第2次行動計画(アイリスプラン)」が、1995年(平成7年)に「みえの男女共同参画推進プラン(アイリス21)」が策定され、計画的な取り組みが継続されています。一方、1994年(平成6年)には、三重県女性センター(現「三重県男女共同参画センター」)が設立され、男女共同参画推進の拠点として、人材の育成や啓発、情報の発信が行われています。そして2000年(平成12年)には、一人ひとりの県民がその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向けて、「三重県男女共同参画推進条例」が制定され、2001年(平成13年)から施行されています。これに基づき、2002年(平成14年)に、「三重県男女共同参画基本計画」を策定、その後2007年(平成19年)に「三重県男女共同参画基本計画」を策定、より施策の推進が図られています

本市では、国や県の取り組みに呼応し1997年(平成9年)に鈴鹿市男女共同参画プランを 策定し、各種の施策を推進してきました。2002年(平成14年)に鈴鹿市男女共同参画セン ター(愛称:ジェフリーすずか(※5))を開設、2005年(平成17年)に男女共同参画プラン 改定、2006年(平成18年)に鈴鹿市男女共同参画推進条例を制定するなど、10年余りの間 に大きく動いてきました。そして、今回の基本計画は、条例制定後初めて策定するもので す。条例に基づき、名称をこれまでのプランから基本計画に変更するとともに、条例第9 条に定める事項に従い、策定しました。

# 国際婦人年からの世界, 日本, 三重県, 鈴鹿市の動き

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	鈴鹿市の動き
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・第1回世界女性会議	• 婦人問題企画推進本部設置		
1976年 (昭和51年)	J I BENNALDIK			
1977年 (昭和 52年)		•「国内行動計画」策定	•婦人関係行政推進連絡会議設置	
1979年 (昭和 54年)	• 国連第 34 回総会「女子差別 園 撤廃条約」採択		•「県内行動計画」策定	
1980年 (昭和55年)	連・国連婦人の 10 間年世界会議 婦人の・「国連婦人の 10 半期行動プロ			
1981年 (昭和 56年)	イ グラム」採択	•「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985年 (昭和 60 年)	・国連婦人の十年ナイロビ世界 会議「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択			
1987年 (昭和62年)		・「国籍法」以正 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動 計画」策定	-「みえの第2次行動計画(アイリスプラン)」 策定	
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略に関 する第1回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択		7556	
1991年 (平成3年)		•「育児休業法」公布		
1992年 (平成4年)				<ul><li>市民対話課に婦人行政係設置</li></ul>
1994年 (平成6年))		<ul><li>男女共同参画室設置</li><li>男女共同参画審議会設置(政令)</li><li>男女共同参画推進本部設置</li></ul>	<ul><li>三重県女性センター開館</li></ul>	
1995年 (平成7年)	<ul><li>第4回国連世界女性会議開催「北京宣言及び行動要領」採択</li></ul>			• 鈴鹿市女性問題懇話会設置
1996年 (平成8年)		<ul><li>男女共同参画推進連携会議発足</li><li>「男女共同参画 2000 年プラン」 策定</li></ul>		
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律)     「男女雇用機会均等法」改正     「介護保険法」公布		<ul><li>「鈴鹿市男女共同参画プラン」策定</li><li>・人権啓発課に女性行政係設置</li></ul>
1998年 (平成 10年)		· / Tux provided a re-	・アイリス 21 推進連携会議設置	NIED JUNIO A ETI MINICE
1999年 (平成 11 年)		<ul><li>・「男女共同参画社会基本法」公布</li><li>・「食料・農業・農村基本法」公布</li><li>・「男女雇用機会均等法」改正</li></ul>		
2000年 (平成 12年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」	•「男女共同参画基本計画」策定	・「三重県男女共同参画推進条例」制 定	・「鈴鹿市男女共同参画プラン前期 実施計画」策定
2001年 (平成 13年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「DV(※6)防止法」(※7)公布 ・第 1 回男女共同参画週間 ・間議決定「仕事と子育ての両立支援策 の方針について」	ターに改称	<ul><li>・人権啓発課男女共同参画室に組織変更</li></ul>
2002年 (平成 14年)			「三重県男女共同参画基本計画」策定      「三重県男女共同参画基本計画」策      「三重県男女共同参画基本計画第一	<ul><li>・鈴鹿市男女共同参画センター開館</li><li>・市長公室男女共同参画センター</li></ul>
2003年		<ul><li>男女共同参画推進本部決定「女性のチ</li></ul>	次実施計画」策定	に組織変更 ・鈴鹿市男女共同参画審議会設置
(平成 15 年) 2004 年 (平成 16 年)		ャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画推進本部決定「女性国家 公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「DV防止法」改正		・生活安全部男女共同参画課に組 織変更
2005年 (平成 17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合	・「DV防止法に基づく基本方針」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策 定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策	•「三重県男女共同参画基本計画第二 次実施計画」策定	・「鈴鹿市男女共同参画プラン」改定 定・「鈴鹿市男女共同参画プラン」改定
2006年		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	<ul><li>・「三重県DV防止及び被害者保護・</li></ul>	定版)実施計画」策定 ・「鈴鹿市男女共同参画推進条例」
(平成 18年)		•「女性の再チャレンジ支援プラン」改 定		制定
2007年 (平成 19年)		・「DV防止法」改正	・「三重県男女共同参画基本計画」改訂 ・みえチャレンジブラザ開設 ・「三重県男女共同参画基本計画第三 次実施計画」策定	
2008年 (平成 20年)		<ul><li>男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」</li><li>ワーク・ライフ・パランス(※8)元年</li></ul>		

(三重県男女共同参画基本計画(改訂版)参考資料などを基に作成)

# 第2章 基本計画の体系

# 1 条例や実施計画との関係

### ■ 目的

鈴鹿市男女共同参画推進条例第1条の内容から,「男女共同参画社会の実現」を目的とします。なお,第5次鈴鹿市総合計画の第2期行財政経営計画においても,「男女共同参画社会の実現」は,施策として定められています。

### 男女共同参画社会の実現

### ■ 基本目標

鈴鹿市男女共同参画推進条例第3条の内容を「基本目標」とします。

- 1 性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。
- 2 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案、決定及び実行に参画する機会を確保すること。
- 4 男女が職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等を両立して行うことができるようにすること。
- 5 国際社会における男女共同参画の推進に協力し連携すること。

### ■ 基本課題

鈴鹿市男女共同参画推進条例第9条のうち,第1項から第6項まで,及び第8項を,「基本課題」とします(第2項,第3項,第8項は統合)。さらに,第10項をもとに,「DV・セクハラ(※9)・児童虐待等人権侵害対策の推進及び心と体の健康づくり支援」を基本課題に加えます。

なお、第7項及び第9項については、「第4章 計画の推進」において定めます。

- 1 政策・方針決定過程における男女間の格差の改善
- 2 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善及び男女共同参画の

推進に関する啓発・広報やマスメディアとの連携

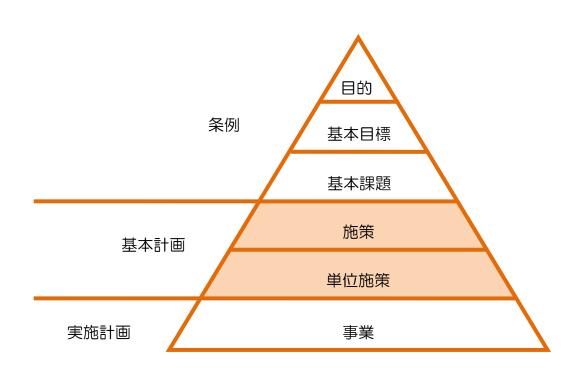
- 3 教育や労働の場における男女共同参画の推進
- 4 職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等の両立支援
- 5 DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害対策の推進及び心と体の健康づくり支援

### ■ 施策と単位施策

この基本課題に基づいて、「施策」を7ページのとおり定め、更に、第3章において「単位施策」を定めます。

### ■ 実施計画

基本計画に基づいて,別途「実施計画」を策定します。これは,計画期間を平成22~23年度,平成24~26年度の2期間に分け,別途策定します。



# 2 成果指標と重点基本課題

### ■ 成果指標

第5次鈴鹿市総合計画の第2期行財政経営計画(計画期間平成21~23年度)において、 男女共同参画社会の実現に関する成果指標として「審議会等への女性委員登用率(目標値35%以上)」と「男女共同参画意識の普及度(目標値70%以上)」の2つが定められています。これを本計画においても成果指標とします。

ただし、計画期間が異なることから、本計画における目標値は、それぞれ 40%以上、75% 以上と定めます。

- 1 審議会等への女性委員登用率(目標値 40%以上)
- 2 男女共同参画意識の普及度(目標値 75%以上)

### ■ 重点基本課題

5つの基本課題のうち、成果指標と直接的に関係のある基本課題「政策・方針決定過程における男女間の格差の改善」及び「性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善」を重点基本課題とします。5つの基本課題は、すべて重要なものであり、力を入れて取り組んでいきます。その上で、この2つ基本課題に対しては、今後5年間特に重点的に取り組みを進めていきます。

- 1 政策・方針決定過程における男女間の格差の改善
- 2 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善及び男女共同参画の 推進に関する啓発・広報やマスメディアとの連携

# ■ 計画の体系

目的 基本課題 施策(基本的方向) (1) 政策・方針決定過程における男女間 ① 市政への女性の参画拡大 の格差の改善 重 点 ② 市役所等における女性職員の登用 ③ 企業・地域団体等における方針決定過 程への女性の参画拡大 ④ 人材の育成 (2) 性別による固定的役割分担意識に ① 制度や慣行の見直し 基づく制度及び慣行の改善及び男女 ② 広報・啓発活動と生涯学習の充実 男 ③ メディアにおける人権尊重 共同参画の推進に関する啓発・広報 やマスメディアとの連携 重点 女 共 ① 男女共同参画の視点に立った学校教 (3) 教育や労働の場における男女共同 育・保育の充実 参画の推進 同 ② 女性の就労環境の改善と就労支援 ③ 農林水産業・商工自営業に従事する女 参 性の労働条件の向上 画 ① 子育て・介護支援策の充実 (4) 職業生活における活動と家庭及び 社 地域生活における活動等の両立支援 ② 男女共同参画の家庭づくり ③ 男女共同参画の地域づくり ④ 防災・環境分野等における男女共同参 会 画の促進  $\mathcal{O}$ (5) DV・セクハラ・児童虐待等人権 ① DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害 実 侵害対策の推進及び心と体の健康づ 対策の推進 くり支援 ② 心と体の健康づくり支援 現 (1) 実施計画と評価 計画の推進 (2) 男女共同参画施策に関する苦情及び相談への対応 (3) 男女共同参画の推進に資するための調査及び研究 (4) 市民や企業, 市民団体等との連携 (5) 男女共同参画センターの有効活用

# 第3章 基本課題と施策

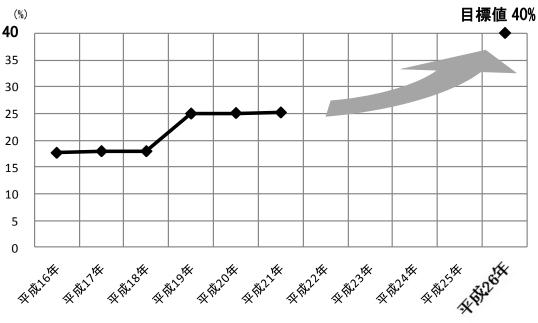
# 基本課題 I 政策・方針決定過程における男女間の格差の改善

重点

男女共同参画社会を実現するためには、女性が社会のあらゆる分野において政策・方針決定過程に男性と対等に参画できることが極めて重要です。国は、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度にするという目標を掲げ、取り組んでいるところです。しかし、我が国は、国際的な指標の一つであるジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)(※10)が、109か国中57位にとどまるなど、女性が政治経済活動や意思決定に参画する機会が十分でないといえます。

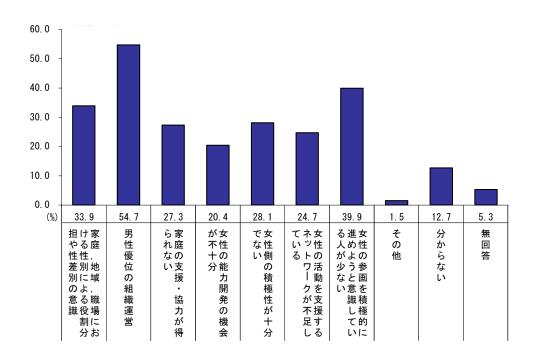
本市においても、格差改善のための取り組みを進めていますが、審議会等への女性の登用率が 25.2%と、近隣の市よりも低い状況となっています。市民意識調査で、政治や行政において女性の参画が少ない理由を尋ねたところ、一番多い回答は「男性優位の組織運営」54.7%、次に多いのは「女性の参画を積極的に進めようとしている人が少ない」 39.9%という結果でした。このことを改善するためには、本市においても、あらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が上昇するよう、積極的改善措置 (※11) を推進していく必要があります。

〈図1〉 鈴鹿市の審議会等委員の女性割合



\*資料:平成21年度鈴鹿市調査

〈図2〉 政治や行政の場において女性の参画が少ない理由



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

(調査対象:鈴鹿市に居住する満20歳以上の男女 標本:3000 調査方法:郵送配付 郵送回収

調査時期: 平成 21 年 5 月 19 日 $\sim$ 6 月 6 日 有効回収数: 1335 件 以下同じ)

# 施策 1 市政への女性の参画拡大

単位施策 1 政策・施策形成の場への女性の参画を拡大するため、「鈴鹿市審議会等の設置 及び見直しに関する要綱(平成 13 年告示第 33 号)」に基づき、審議会等委員への女 性登用を進めます。あて職委員の見直しや公募委員枠の設定・拡大等を図りながら、 女性委員の登用を推進し、女性委員比率 40%の早期達成に努めます。

担当課 人事課,男女共同参画課,関係各課

単位施策 2 女性が政治の場で活躍できるような社会風土づくりや市政への女性参画を促進するため、啓発活動や各種講座の開催に努めます。

担当課 市民対話課,男女共同参画課

# 施策2 市役所等における女性職員の登用

単位施策1 公平・公正に人材を評価し、性別にかかわりなく能力を発揮できるシステム づくりを進めます。

担当課 人事課

単位施策 2 女性職員の管理監督者への積極的登用や男女の偏りのない職員配置を進める とともに、各種研修を充実します。

担当課 人事課

単位施策 3 県教委の小中学校長・教頭職への積極的な女性登用の方針に沿って働きかけ をします。

担当課 学校教育課

# 施策3 企業・地域団体等における方針決定過程への女性の参画拡大

単位施策1 企業の方針決定過程の場に女性の参画を促すため、広報・啓発に努めます。

担当課 男女共同参画課,産業政策課

単位施策 2 地域で活動する様々な団体の役員等へ女性の参画を促すため、広報、啓発に 努めます。

担当課 地域課,男女共同参画課,生涯学習課,商業観光課

# 施策 4 人材の育成

単位施策 1 学習や研修の機会を提供し、これからの社会の担い手となる人材の育成を支

援するとともに、すべての人が個性と能力を発揮し活躍できる場の提供に努めます。

担当課 地域課,人権政策課,男女共同参画課,生涯学習課,スポーツ課

単位施策 2 女性の能力発揮の場を拡大するため、人材や団体・グループの情報収集と提供に努めます。

担当課 男女共同参画課

単位施策3 あらゆる分野で活躍する女性の人材を発掘し、人材情報バンクを設置して活用を促します。

担当課 男女共同参画課

# 基本課題 I 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善及び男女共同参画の推進に関する啓発・広報やマスメディアとの連携 **重点**

現在,男女共同参画社会に向けた環境整備は進みつつありますが,日本社会では,今なお「男は仕事,女は家庭」といった言葉に表される,性別によって男女の役割を固定的に分ける性別役割分担(※12)意識が,社会制度や慣行の中に根強く残り,男女共同参画を推進する上で阻害要因となっています。市民意識調査によると,「夫は外で働き,妻は家庭を守るべきである」とう考え方に対して,「そう思う」が9.7%,「どちらかといえばそう思う」が34.6%という状況です。市民が主体的に慣行を見直し行動する社会風土を醸成していくとともに,市の施策が男女共同参画に反していないか,調査していく必要があります。

男女共同参画という言葉の認知率を上昇させることも大変重要です。市民意識調査で、 男女共同参画という言葉を知っているか尋ねたところ、「よく知っている」「少し知っている」を含めると3割の方にしか認知されておらず、男女共同参画に対する市民の意識の低さがうかがえます。分かりやすく、親しみやすい様々な方法で広報・啓発活動を展開するとともに、生涯を通じて男女共同参画について学習する機会の充実を図っていく必要があります。

また、個人の意識に大きな影響力を持つメディアにおいて、暴力的な表現や性の商品化など、女性の人権を侵害しているケースが多く見受けられます。市民がメディア情報を主体的に選択し、読み解く能力(メディア・リテラシー (※13))を高める学習の機会を提供するとともに、メディア側の自主的な配慮を促すような取り組みも必要です。

# 施策1 制度や慣行の見直し

単位施策1 市の制度・施策が男女共同参画に反していないか調査研究し、必要に応じ見直しを行います。

また、新たな施策については、男女共同参画の視点で策定するよう配慮します。

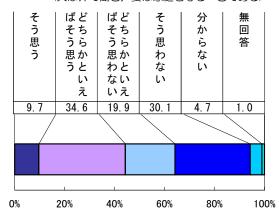
# 担当課 男女共同参画課

単位施策 2 慣習やしきたりの中に残る固定的な性的役割分担を見直し、市民が主体的に 行動できる社会風土を醸成するため、男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

# 担当課 男女共同参画課

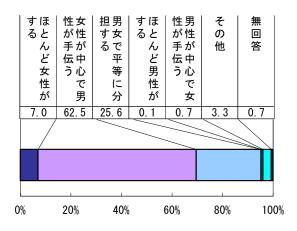
### 〈図3〉性別役割分担意識

(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)



\*資料: 平成 21 年度鈴鹿市市民意識調査

### 〈図4〉男女の家事分担の理想



\*資料: 平成 21 年度鈴鹿市市民意識調査

# 施策2 広報・啓発活動と生涯学習の充実

単位施策 1 広報紙や男女共同参画情報紙,ホームページ等様々な広報媒体を活用し,男女共同参画に関する情報提供に努めます。

担当課 男女共同参画課

単位施策 2 男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。また、これまで参加の少ない男性や若い世代が参加しやすいように努めます。

担当課 男女共同参画課,人権教育課

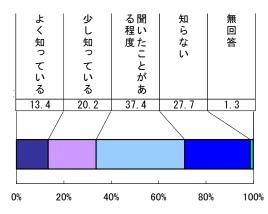
単位施策 3 男女共同参画に関する学習機会を提供し、公民館活動等の地域の自主的な取り組みを支援します。

担当課 生涯学習課

単位施策 4 男女共同参画の意識を深め、男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、市職員に対する研修を実施します。

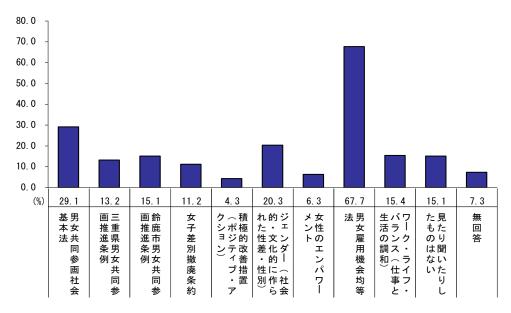
# 担当課 人事課,男女共同参画課

### 〈図5〉 男女共同参画という言葉の認知度



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

### 〈図6〉男女共同参画関連事項の認知度



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

# 施策3 メディアにおける人権尊重

単位施策1 市の広報・刊行物について、「表現のガイドライン」を定め、表現の点検に努めます。

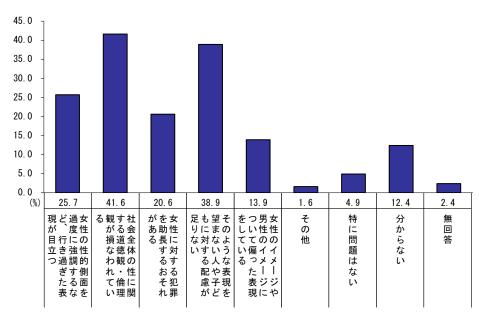
また、メディア・リテラシーを向上させるため、講演会や講座等の学習機会を提供します。

担当課 男女共同参画課,教育研究所

単位施策 2 マスメディアに対し、性別役割分担意識を助長したり、女性の人権侵害につながる表現について、自主的な配慮をするよう理解・協力を求めます。

担当課秘書広報課,男女共同参画課,青少年課

〈図7〉メディアにおける性・暴力表現



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

# 基本課題Ⅲ 教育や労働の場における男女共同参画の推進

次代を担う子どもたちに、男女共同参画意識を持ってもらうことは大切です。市民意 識調査によると、学校の中では男女の地位が平等になっていると考える人が多くなって いますが、一方で、男の子は経済的な自立を求められ、女の子は家事ができることを求 められる環境となっています。男女がお互いに人権を尊重し合いながら、個性と能力を 発揮し、多様な選択を可能にするような男女共同参画意識を育む教育が必要です。

労働の場において、性別にかかわらず、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、 適性な労働条件が確保される職場環境の整備も大切です。労働基準法や男女雇用機会均 等法の改正強化、育児・介護休業法の制定など、制度面においては女性の就労環境は整 備が図られ、男女平等は進んでいますが、募集、採用、賃金、昇進、解雇などの様々な 面で女性労働者が不利益や差別を受ける事例が見受けられます。女性の就労形態は、パートタイム労働等の不安定なものが多いなど、事実上の男女格差が残っており、その是 正が強く求められています。また、農林水産業や商工業などの自営業に従事している女 性は、仕事と家事両方の負担を一身に受けているようなケースが多い状況です。仕事面 で、主要な担い手であるにもかかわらず、それを正当に評価されていないのが現実です。 自営業に従事する女性の労働を評価し、経営への参画を促進するような取り組みが必要 です。

# 施策1 男女共同参画の視点に立った学校教育・保育の充実

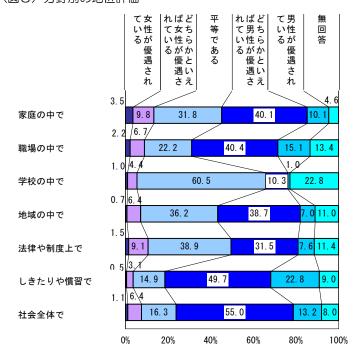
単位施策 1 小中学校や幼稚園、保育所において、男女の人権尊重意識を高める教育・保育に努めます。

担当課 子育て支援課,指導課,教育研究所

単位施策 2 男女共同参画の意識を深め、指導の充実を図るため、教職員や保育士等に対する研修を実施します。

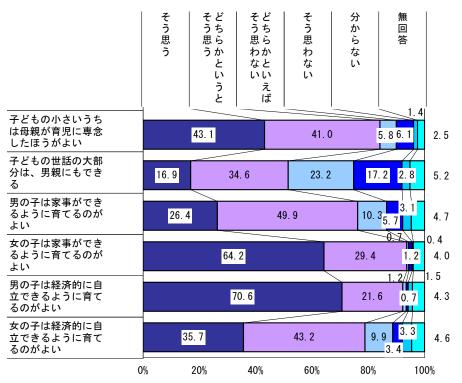
担当課と子育て支援課、学校教育課、人権教育課、教育研究所

### 〈図8〉分野別の地位評価



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

### 〈図9〉 子育ての環境



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

# 施策2 女性の就労環境の改善と就労支援

単位施策 1 賃金や雇用における男女格差を是正するため、国や県の労働機関等との連携を強化し、男女の均等な機会と待遇の確保及び職場における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発に努めます。

担当課 男女共同参画課,産業政策課

単位施策 2 入札参加資格者名簿に記載のある企業について, 男女共同参画の推進に向けた啓発に努めます。

担当課 契約調達課,男女共同参画課

単位施策 3 女性の就労環境の実情を把握し改善を支援するため、女性労働者団体等の関係機関とのネットワークを整備します。

担当課 男女共同参画課,産業政策課

単位施策 4 女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、能力開発や起業のための学習機会の提供に努めます。

担当課 男女共同参画課,産業政策課

# 施策3 農林水産業・商工自営業に従事する女性の労働条件の向上

単位施策 1 農林水産業の分野で女性の経営参画を図るため、家族経営協定 (※14) の締結 を促進します。

担当課農林水産課,農業委員会

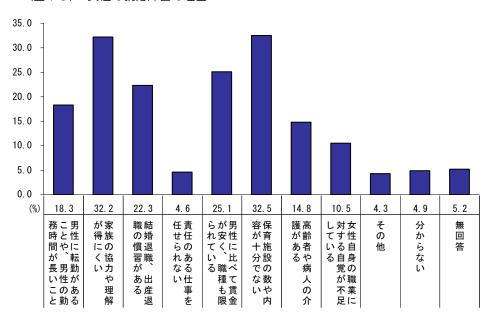
単位施策 2 関係機関と連携し、生産技術や経営に必要な知識を習得するための講座を開催します。

担当課 商業観光課,農林水産課

単位施策3 農水産物の生産や加工・販売を進める女性グループを育成・支援します。

# 担当課 男女共同参画課,農林水産課

〈図10〉 女性の就労障害の理由



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

# 基本課題IV 職業生活における活動と家庭及び地域生活における 活動等の両立支援

男女共同参画社会の実現のためには、男女が仕事とともに、家庭生活や地域活動を両立できる社会づくりが必要です。

市民意識調査において、男女が社会の様々な分野に積極的に参加するために何が必要かという質問に対し、「男女の役割分担についての社会通念や慣習、しきたりを改めること」と答えた人の割合が一番多く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」「仕事中心の社会全体の仕組みを改めること」「男女が共に家事等をするしつけや育て方を子どもにすること」と続いています。ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が、重要視されているのが分かります。

これからは、女性だけが「仕事か、家庭か」という選択を迫られる社会ではなく、だれもが家庭、地域、職場において責任を果たしながら、バランスのとれた生活を送れるような社会が必要です。そのためには、市民や企業の意識改革を促す取り組みと併せて、子育てや介護支援について多様なライフスタイルに対応できる積極的な取り組みが必要です。

# 施策 1 子育て・介護支援策の充実

単位施策1 多様な保育ニーズに対応するため、「延長保育」、「一時預かり事業」、「休日保育」、「病児保育」、「特定保育」(※15)の充実を図ります。また、ファミリー・サポート・センター(※16)を活用し、既存の施設保育では応じきれないサービスを実施します。

# 担当課子育て支援課

単位施策 2 介護を必要とする高齢者や障害者とその家族を支援するため,各種介護サービスを充実します。

# 担当課長寿社会課,障害福祉課

単位施策 3 放課後児童クラブ (※17), 放課後子ども教室 (※18) の整備・拡充を推進する とともに、公民館などの公共施設の活用を検討します。 担当課生涯学習課、子育て支援課

単位施策 4 子育てについての情報提供や学習機会の充実に努めるとともに,支援・相談 体制の強化を図ります。

担当課 生涯学習課,子育て支援課,健康づくり課,教育研究所

単位施策 5 ワーク・ライフ・バランスを実現するため、企業に対し、育児や介護の休業 制度について周知し、男女ともに制度を活用できるよう啓発に努めます。

担当課 産業政策課

単位施策 6 市役所において,男女ともに育児や介護の休業制度を活用できるよう取組を 進めます。

担当課 人事課

単位施策7 介護・子育て等の福祉サービス(社会資源)情報について,だれもが活用できるようなシステムを検討します。

担当課 生活支援課

# 施策2 男女共同参画の家庭づくり

単位施策1 家庭における男女共同参画を進めるため,男女が協力して家事や子育てや介護を担う意識と家庭の教育力が高まるよう,広報や学習機会の充実に努めます。

<u>担当課</u> 男女共同参画課, 生涯学習課, 長寿社会課, 子育て支援課, 健康づくり課, 教育研究所

単位施策 2 男性の意識改革を促す講座や料理教室等の生活自立支援に関する実習など、 男性のための学習機会を提供します。

担当課 男女共同参画課, 生涯学習課

# 施策3 男女共同参画の地域づくり

単位施策1 地域活動における男女共同参画を促すとともに,地域で活動する様々な団体の意思決定の場へ,女性が参画しやすい風土づくりを進めます。

担当課 男女共同参画課

単位施策 2 NPO (※19) やボランティア活動等への参加促進を図るため、様々な市民活動の情報提供や相談体制などの整備に努め、だれもが参画しやすい環境づくりを進めます。また、NPOやボランティア団体等の市民活動団体を支援するとともに、協働に向けた取組を進めます。

担当課 地域課,男女共同参画課,障害福祉課,子育て支援課

単位施策3 高齢者や障がい者のだれもが、それぞれの能力を発揮しながら、意欲的に生き生きと社会生活を送れるよう、就業や地域活動等に参画する機会の拡大を図ります。 また、生きがいづくりや社会参画の契機となるような学習や交流の機会を提供します。

担当課 生涯学習課,長寿社会課,障害福祉課,健康づくり課,産業政策課

単位施策 4 在住外国人との地域共生を進めるため,多様な価値観を互いに認め合う意識 の養成や交流を深める各種施策を充実します。

担当課 秘書広報課,市民対話課,人権教育課

# 施策4 防災、環境分野等における男女共同参画の促進

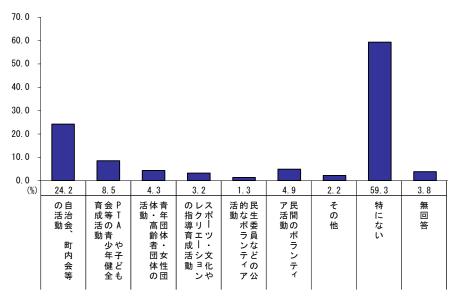
単位施策 1 自主防災組織の充実・強化を図るとともに、地域防災体制における男女共同 参画を推進します。

担当課 防災安全課

単位施策 2 環境保全に関する女性の高い関心,豊かな経験が生かされるよう,環境問題 に関する情報の提供や学習できる機会の提供をします。

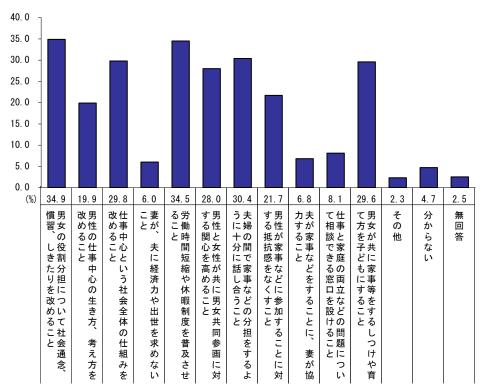
# 担当課 環境政策課

〈図11〉 地域における社会活動の参加状況



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

〈図 12〉家庭や地域への積極的参加



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

# 基本課題V DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害対策の推進及び 心と体の健康づくり支援

だれもが自分らしく生きるためには、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。 近年、DV・セクハラ・児童虐待等の行為が、大きな社会問題となっています。これら の人権を踏みにじる行為は、加害者と被害者の関係がどうであれ、絶対に許されるもの ではありません。こうした人権侵害行為の背景には、男女間の差別意識、経済力の格差、 組織内の上下関係など、支配・被支配関係等の構造的な問題が存在しており、被害が潜 在化する傾向にあります。DV防止法、児童虐待防止法等関係法令の周知・啓発を積極 的に努めながら、関係機関が一体となって被害者の救済・保護や予防にあたることが必 要です。

また,これからの女性の健康づくりには,「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(※20) の理念を理解しながら,女性特有の心と体の課題に取り組むことが大切です。さらに,近年の男性自殺者の増加にその一端が見られるように,固定的な性別役割分担意識に起因する男性の心の健康問題に関する取り組みも重要になります。

# 施策 1 DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害対策の推進

単位施策 1 人権を無視した暴力行為は犯罪であることを周知し,予防するための啓発に 努めます。

<u>担当課</u> 人権政策課,男女共同参画課,長寿社会課,子育て支援課,健康づくり課, 教育研究所

単位施策 2 悩みを抱える住民情報の収集や通報体制について地域のネットワークを整備し、DVや児童虐待等の予防と早期発見に努めます。

担当課 男女共同参画課,長寿社会課,子育て支援課,健康づくり課,教育研究所

単位施策3 女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関とのネットワークを強化し、被害者の保護に努めます。

担当課 男女共同参画課,長寿社会課,子育て支援課,健康づくり課,教育研究所

単位施策4 DV被害者の自立に向けて、具体的な支援方策を調査検討します。

担当課 生活支援課,子育て支援課,住宅課

単位施策5 庁内の相談窓口の連携を図り、相談体制を強化します。

<u>担当課</u> 市民対話課,人権政策課,男女共同参画課,子育て支援課,健康づくり, 教育研究所

単位施策 6 市職員・教職員に対し、セクハラ等の人権侵害行為に関する啓発研修を実施 します。

担当課 人事課, 学校教育課

# 施策2 心と体の健康づくり支援

単位施策 1 妊娠・出産期や更年期など生涯にわたる女性の心と体の健康づくりを支援するため、健康教育や健康相談などの保健事業を充実します。

担当課 健康づくり課

単位施策2 男女の心の健康づくりを支援するため、相談事業の充実に努めます。

担当課 男女共同参画課,健康づくり課

単位施策 3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について、認識を深めるための広報・啓発活動を進めます。

担当課 男女共同参画課,健康づくり課

単位施策4 小中学校において,正しい性や健康に関する指導の充実に努めます。

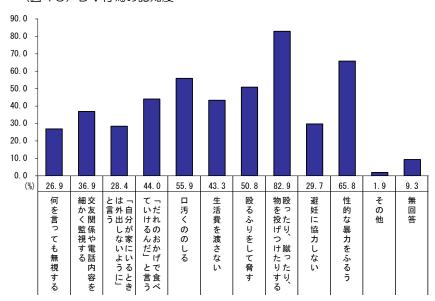
担当課 指導課

単位施策 5 性に関する正しい知識を普及し、男女がお互いを思いやる意識づくりを図ります。

また,個人の尊厳を大切にする観点から,性同一性障害などの性的少数者への偏 見解消に努めます。

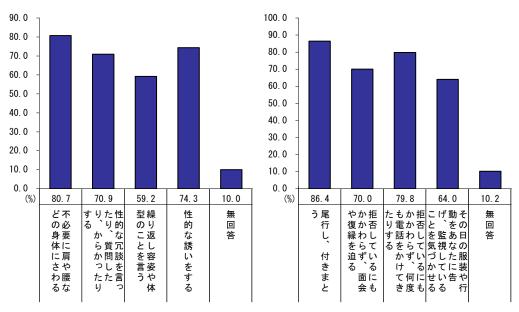
# 担当課 男女共同参画課,健康づくり課

〈図13〉DV行為の認知度



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

〈図14〉セクハラ,ストーカー行為等の認知度



\*資料:平成21年度鈴鹿市市民意識調査

# 第4章 計画の推進

# 1 実施計画と評価

この基本計画を実効あるものとして総合的に推進していくために,各施策について,具体的な事業を実施計画として策定します。

また,毎年担当課が年次評価報告を作成し,鈴鹿市男女共同参画推進本部及び鈴鹿市男女共同参画審議会の評価を受けます。

# 2 男女共同参画施策に関する苦情及び相談への対応

基本計画に掲げる施策に関する意見や苦情については、全庁的な対応により、解決・調整が必要です。そのため、対応窓口を男女共同参画課に置き、組織横断的な調整機能を果たします。

# 3 男女共同参画の推進に資するための調査及び研究

推進の状況を確認するために、年次調査及び基本計画終期に市民意識調査を実施します。

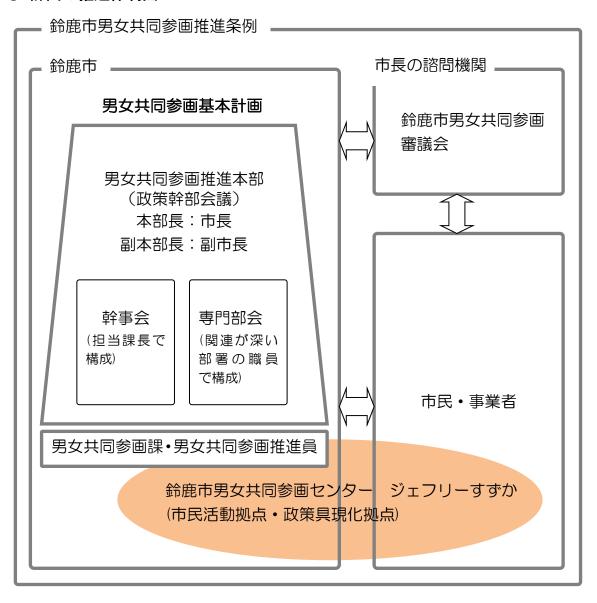
# 4 市民や企業, 市民団体等との連携

市民や企業、NPO等の市民団体と協働するとともに、 国や県、他の市町村との連携を図り、基本計画を推進します。また、法制度の整備について、国・県に対し積極的に働きかけます。

# 5 男女共同参画センターの有効活用

男女共同参画を実現するための拠点施設・政策具現化施設として,①学習・研修 ②相談 ③交流・支援 ④情報収集・提供 ⑤調査・研究 の5つを柱とした様々な施策を展開し、機能の強化に努めます。

# ◎ 計画の推進体制図



# 付属資料

# 鈴鹿市男女共同参画推進条例

(平成18年6月29日 鈴鹿市条例第21号)

誰もが個人として尊重され、法の下に平等であることは、日本国憲法が保障するところであって、鈴鹿市もすでに鈴鹿市人権擁護に関する条例(平成8年鈴鹿市条例第26号)を制定し、人権尊重の理念を明確にしているところである。しかしながら、21世紀を迎え、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等社会経済情勢の急激な変化に対応するために、すべての人が性別を超えて協働し、その持てる個性と能力を十分に発揮できる社会の実現がいっそう要請されるようになった。

来るべき新しい社会は、人権が十分に保障されていることに加えて、すべての人が 自立した個人として、その個性と能力を主体的に発揮することができる社会であり、 それぞれに多様な生き方が認められる社会でなければならない。それは同時に、男女 が対等の立場で、あらゆる分野における責任を分担しあう社会でもあって、男女平等 の理念を基盤とし、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく制度や慣行を解消 することによって、はじめて具現化されるものと考えられる。

このたび,鈴鹿市は,男女共同参画を新しい社会システムを構築するための重要な理念としてとらえ,市民,事業者,他の市町村や三重県と協働して,男女共同参画社会の形成促進を図ることを決意し,ここに,鈴鹿市男女共同参画推進条例を制定するものである。

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本目標を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることによって、市民、事業者及び市が協働して男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- 2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に 参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のい ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、市内において営利、非営利を問わず事業を行 う個人、法人、その他団体をいう。

### (基本目標)

- 第3条 男女共同参画を推進するための基本目標として、次の事項を設定する。
- (1) 性別により差別されることなく,個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。
- (2) 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案、 決定及び実行に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 国際社会における男女共同参画の推進に協力し連携すること。

### (市民の責務)

- 第4条 市民は、前条の基本目標(以下「基本目標」という。)を目指し、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野において、男女共同参画を積極的に推進するよう 努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本目標を目指し、男女が当該事業に対等に参画する機会の確保 に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が、当該事業における活動と家庭生活を含むその他の活動等を両立して行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や調査に積極的に協力 するよう努めなければならない。

### (市の責務)

第6条 市は, 男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ, 基本目標を目指し, 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施しなければならない。

- 2 市は、あらゆる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画の推進に配慮 しなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者と協力し、連携を図りながら男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関し、国、三重県及びその他の地方公共団体と連携を図るとともに、積極的に働きかけるよう努めなければならない。

### (禁止事項等)

- 第7条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはな らない。
- (1) 性別を理由とした差別的扱い
- (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与えること。
- (3) 配偶者,恋人その他の親密な関係にある者(過去において配偶者,恋人その他の親密な関係にあった者を含む。)に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動
- 2 市は、前項の行為及び性別による固定的役割分担意識を助長する行為等を防止するため、広報その他の必要な措置をとらなければならない。

### (基本計画の策定)

- 第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。
- 2 市長は,基本計画の策定に当たっては,第13条第1項の鈴鹿市男女共同参画審議 会に意見を求めると同時に,広く市民の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (基本計画に定める事項)

- 第9条 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
- (1) 政策・方針決定過程における男女間の格差を改善するための必要な事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する啓発及び広報等に関する必要な事項
- (3) 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するための必要な事項
- (4) 教育の場における男女共同参画の推進に関する必要な事項
- (5) 労働の場における男女共同参画の推進に関する必要な事項
- (6) 職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等の両立支援に関する 必要な事項

- (7) 男女共同参画施策に関する苦情及び相談に対応するための必要な事項
- (8) 男女共同参画の推進に関し、マスメディアとの連携を図る事項
- (9) 男女共同参画の推進に資するための調査及び研究に関する必要な事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項

### (積極的改善措置等必要な措置)

- 第10条 市は、積極的改善措置を推進しなければならない。
- 2 市は、事業者が積極的改善措置を講ずるための必要な情報提供及び支援を行うも のとする。

### (推進体制の整備等)

第11条 市は,基本計画に基づく施策を実施するために必要な体制整備に努めるとと もに,必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (年次報告)

第 12 条 市長は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成 し、公表するものとする。

### (男女共同参画審議会)

- 第13条 市長は、鈴鹿市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 基本計画に関して意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要な事項に ついて、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が任命する委員 10 人以内で組織する。
- 5 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と し、再任を妨げない。
- 7 審議会の運営等について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

2 鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例(昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(44) 男女共同参画審議会委員 日額 8,900円

本条例制定後,鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例(昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号) は改正され,現在男女共同参画審議会委員の報酬額は,日額 8,800 円となっています。

# 鈴鹿市庁内委員会規則

(平成9年3月28日規則第8号)

(別表)

18 鈴鹿市男女共同参画推進本部

目的	本市における男女共同参画社会の形成に関し、必要な施策の総合的かつ			
	効果的な推進を図る			
所掌事務	(1) 鈴鹿市男女共同参画プランの策定及び改定に関すること。			
	(2) 鈴鹿市男女共同参画プラン実施計画の策定及び推進に関すること。			
	(3) 前2号に掲げるもののほか,男女共同参画の推進に関し,必要な事			
	項			
定数	15 人以内			
事務局	生活安全部男女共同参画課			

# 鈴鹿市男女共同参画推進本部運営要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市庁内委員会規則(平成9年鈴鹿市規則第8号)に定める もののほか、鈴鹿市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)の運営に関 し、必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

- 第2条 推進本部は、政策幹部会議をもって充てる。
- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き,本部長は市長,副本部長は副市長をもって 充てる。
- 3 推進本部の会議は、本部長が召集する。
- 4 会議の運営は、政策幹部会議の例による。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときにそ の職務を代理する。

#### (男女共同参画推進本部幹事会)

- 第3条 推進本部の円滑な運営を図るため,推進本部に男女共同参画推進本部幹事会 (以下「幹事会」という。)を置く。
- 2 幹事会は,生活安全部長,企画課長,総務課長,地域課長,文化課長,環境政策課長,生活支援課長,産業政策課長,土木総務課長,都市計画課長,教育総務課長,消防総務課長及び水道総務課長並びに生活安全部長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、生活安全部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集し、主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係職員を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 6 幹事会は、おおむね次の事項を所掌する。
  - (1) 推進本部の付議事項及び指示事項に関する検討及び調整
  - (2) 前号に掲げるもののほか、部長が必要と認める事項

#### (男女共同参画推進本部専門部会)

第4条 推進本部に男女共同参画推進本部専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

2 専門部会は、男女共同参画課長及び次に掲げる職員で組織し、市長が任命する。

<del>4,</del> 1,,	100云似,刀头夹问》	~ 四 床、
(1)	秘書広報課	1名
(2)	人事課	1名
(3)	契約調達課	1名
(4)	地域課	1名
(5)	市民対話課	1名
(6)	防災安全課	1名
(7)	人権政策課	1名
(8)	生涯学習課	1名
(9)	スポーツ課	1名
(10)	環境政策課	1名
(11)	生活支援課	1名
(12)	長寿社会課	1名
(13)	障害福祉課	1名
(14)	子育て支援課	1名
(15)	健康づくり課	1名
(16)	産業政策課	1名
(17)	商業観光課	1名
(18)	農林水産課	1名
(19)	農業委員会	1名
(20)	住宅課	1名
(21)	学校教育課	1名
(22)	指導課	1名
(23)	青少年課	1名
(24)	人権教育課	1名
(25)	教育研究所	1名
(26)	消防総務課	1名

- 3 専門部会に部会長を置き、男女共同参画課長をもって充てる。
- 4 専門部会は、必要に応じ、組織の全部又は一部を部会長が召集し、主宰する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に関係職員を出席させ、意見又は 説明を求めることができる。
- 6 専門部会は、おおむね次の事項を所掌する。
  - (1) 男女共同参画社会の形成に関する具体的な施策の協議及び検討
  - (2) 前号に掲げるもののほか、部長が必要と認める事項

# (庶務)

第5条 推進本部の庶務は、生活安全部男女共同参画課において処理する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

# 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

# 鈴鹿市審議会等の設置及び見直しに関する要綱

(平成 13年3月29日告示第33号)

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民参加による公正で透明、簡素で効率的な行政を推進する ため、法令、条例、規則、要綱等に基づく審議会、委員会その他の市民を構成員と する会議(以下「審議会等」という。)の設置及び見直しに関して必要な事項を定 めるものとする。

#### (審議会等の構成員の選任基準)

第2条 審議会等の構成員の選任基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 審議会等の構成員中,女性委員の構成比率が35%以上となるように努めること。
- (2) 審議会等の構成員中、公募委員の参画に努めること。
- (3) 鈴鹿市職員定数条例(昭和29年鈴鹿市条例第8号)第1条に規定する職員は, 原則として構成員としないこと。
- (4) あて職名は、選任基準としないこと。

#### (審議会等の構成員数)

第3条 審議会等の構成員数は、原則として15人以内とする。

## (会議の公開)

- 第4条 原則として会議は公開とし、非公開とする場合は理由を明示するものとする。
- 2 会議の公開の方法は、別に定める。

#### (設置期間の明確化等)

第5条 設置期間を明確にするとともに、過去5年以上委員が任命されていない審議会等は、その必要性の再検討を行うものとする。

#### (設置等の協議)

- 第6条 審議会等の設置及び廃止並びに委員の選任に当たっては、あらかじめ総務 部人事課に協議しなければならない。
- 2 審議会等の委員の選任に当たり、女性委員の構成比率が 35%に満たない場合については、あらかじめ生活安全部男女共同参画課に協議するものとする。

#### (雑則)

第7条 この要綱の適用については、それぞれの審議会等の設置目的や性格を十分 考慮するものとする。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 審議会等の設置,見直し等に関する基準 (平成9年行政改革推進本部決定)は, 廃止する。

附 則(平成16年2月20日告示第23号) この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19年3月23日告示第61号) この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月5日告示第21号) この告示は、平成22年4月1日から施行する。

# 鈴鹿市職員男女共同参画推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は,職員男女共同参画推進員を設置することにより,男女共同参画推進のための意識を各所属に浸透させ,もって男女共同参画社会形成の促進を図ることを目的とする。

#### (職員男女共同参画推進員)

- 第2条 職員男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)は、次に掲げる者を各所属(鈴鹿市行政組織条例(平成8年鈴鹿市条例第25号)第2条に規定する課及び第4条に規定する地区市民センター並びに別表に定める所属をいう。)から1名ずつ選出し、市長が任命する。
  - (1) 原則として副主幹の職にある者
  - (2) 前号の該当がない場合は、これに相当する職にある者

#### (推進員の役割)

- 第3条 推進員の役割は、次のとおりとする。
  - (1) 男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること。
  - (2) 市施策への男女共同参画の視点の積極的な導入に関すること。
  - (3) 男女が共に働きやすい職場環境づくりに関すること。

#### (研修会の開催等)

第4条 推進員制度の円滑な運用を図るため,推進員に対し研修会の開催,情報の提供 等を行う。

(庶務)

第5条 推進員に関する庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか,推進員の設置に関し必要な事項は,別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

# 別表

部局	所属
水道局	水道総務課
	営業課
	工務課
	水源課
教育委員会事	教育総務課
務局	学校教育課
	指導課
	青少年課
	人権教育課
	教育研究所
消防本部	消防総務課
	消防課
	予防課
	情報指令課
	中央消防署
	南消防署
	北分署
	西分署
	東分署
	鈴峰分署
その他	会計課
	議会事務局
	選挙管理委員会事務局
	監査委員事務局
	農業委員会事務局

# 用語解説

#### ※1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月に制定されました。前文において、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とうたっています。

# ※2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

本条約は、1979年国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に締結しています。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。非常に広範で総合的な法規定であり、その後の女性の権利の進展の基礎となっています。

# ※3 男女雇用機会均等法

就職や仕事の上での男女差別を禁止する法律です。募集・採用・配置・昇進・賃金など についての男女差別の禁止、職場のセクハラの禁止や、セクハラ予防の義務など、男女 の働く権利を守るさまざまなことが規定されています。

# ※4 男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法において,「男女が,社会の対等な構成員として,自らの意思 によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され,もって男女が均 等に政治的,経済的,社会的及び文化的利益を享受することができ,かつ,共に責任を 担うべき社会」と定義づけられています。

### ※5 ジェフリーすずか

公募で決まった愛称です。「ジェフリー」には、社会的性別 (ジェンダー) に縛られず、個性を尊重し、自分らしく生きられる社会を築いていこうという思いが込められています。

#### ※6 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者, 恋人その他の親密な関係にある者(過去において配偶者, 恋人その他の親密な関係にあった者を含む。)に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動のことをいいます。

#### ※7 DV防止法

配偶者からの暴力に関する通報,相談,保護,自立支援等の体制を整備することにより,配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された法律です。

#### ※8 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳されます。仕事だけではなく、家事や育児介護、地域活動、趣味など、私生活も充実させることにより、仕事と私生活のバランスを保つことです。

# ※9 セクハラ (セクシュアル・ハラスメント)

性的いやがらせのことです。タイプとしては大きく2つに分類され,雇用上の力関係を利用して性的ないやがらせや性的行為を強要をする「代償型」と,屈辱的・敵対的な言動によって職場環境を不快にする「環境型」タイプがあるといわれています。

# ※10 ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

女性が積極的に経済活動や政治活動に参加し、意思決定に参加しているかを測る指標です。国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。平成 20 年現在、日本は 108 か国中世界第 58 位となっています。

#### ※11 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため 必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供すること をいいます。

#### ※12 性別役割分担

「男は仕事,女は家事・育児」というように,性別によって家庭,職場などあらゆる場面で役割を分業・分担することをいいます。日本においては,こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っています。

#### ※13 メディア・リテラシー

私たち自身が、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、マンガ、ポピュラー音楽、映画、ビデオ、 ゲーム等のあらゆるメディアを使いこなし、メディアの提供する情報を読み解く能力の ことをいいます。

#### ※14 家族経営協定

家族で取り組む農業経営について,経営の方針や家族一人ひとりの役割,就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

# ※15 特定保育

パートタイム就労等就労形態の多様化に対応するため,一定程度の必要な日時について 行う保育のことです。

#### ※16 ファミリー・サポート・センター

子育てを助けてほしい人 (依頼会員) の要望に応じて, 子育てのお手伝いができる人 (提供会員) を紹介し, 相互の信頼と了解の上で一時的にお子さんを預かる会員組織 (有償ボランティア) です。

# ※17 放課後児童クラブ

児童福祉法に定められた事業で,昼間に共働きなどで家庭に保護者のいない児童が,放 課後や長期休業日(夏休みなど)を安心して過ごすことのできる施設です。

#### ※18 放課後子ども教室

放課後に、子どもたちがスポーツや文化活動、地域住民との交流活動などを実施する取り組みです。教室では、地域のボランティアの方々の協力をいただき、子どもたちに「遊び、学び、ふれあいの場」を提供し、活動を通して心豊かで健やかな子どもをはぐくんでいます。活動場所は、地域住民がさまざまな学習や交流活動を行っている公民館を利用しています。

#### **%19 NPO**

民間非営利組織と訳されます。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う,営利を目的としない団体の総称です。

# ※20 リプロダクティブ・ヘルス / ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものです。

# 鈴鹿市男女共同参画基本計画 平成22年度~26年度



平成22年7月 鈴鹿市

# 【編集】

鈴鹿市生活安全部男女共同参画課 郵便番号 513-0801 鈴鹿市神戸二丁目15番18号 電 話 059-381-3113 ファックス 059-381-3119

電子メール danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp ホームページ http://www.gender-free.city.suzuka.lg.jp/